

報告第17号

専決処分について報告の件（令和元年度芽室町一般会計補正予算（第7号））  
令和元年度芽室町一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法第180条第1項の  
規定により専決処分したので、報告するものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

令和元年度芽室町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度芽室町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年2月10日

芽室町長 手 島 旭